

令和6年8月号

SANWA LINER

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>

〔※ ホームページも情報満載です。
是非、ご覧下さい!!!〕

税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466 FAX : (023) 624-3472

E-mail : sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp



← QRで簡単に
ホームページへ

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)の税制改正について

今回のサンワチャンネルでは令和6年10月1日より施行予定の中小企業倒産防止共済制度についての税制改正の内容についてご紹介いたします。



倒産防止共済制度の概要

倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)は独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う共済制度です。取引先の倒産等で売掛金の回収が困難になった時、連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するため共済金の貸付けを行う共済制度で、掛金の10倍、上限8,000万円の金額を無担保・無保証で共済金を受けられる制度です。

掛金は、月5,000円から20万円までの範囲で自由に選ぶことができ、総額800万円まで積み立てるることができます。法人が支払った掛金については、損金に算入することができます。

※個人の場合、必要経費に算入されますが、事業所得以外の収入(不動産所得等)については、掛金を必要経費として算入することはできません。

現在は、倒産防止共済の掛金が800万円の満額になり解約、入金後、同年度内に再契約し、掛け金を1年分まとめて前納しても、全額損金又は必要経費になります。



改正後

中小企業倒産防止共済の契約を解除し、再契約をした場合、解除の日より2年を経過する日までの間に支出した掛金は損金または必要経費に算入できないこととなりました。

※令和6年10月1日以後の共済契約の解約について適用されます。

10月以降に解約を検討されている方は注意が必要です。これまで、掛金が800万円の満額で解約となり、返戻金が全額益金算入となったとしても、同年に再度共済制度に加入し、最大240万円を一括納付することが可能で、その掛金を損金として算入することも可能でした。

しかし、改正により2年を経過する日まで再加入の掛金は損金にならず、返戻金の800万円がそのまま益金として課税されることになります。

最後に当制度については節税対策の一つとして有効利用できる機会は減りますが、取引先の倒産による自社への影響への備えという点では加入するメリットは十分にあると考えます。

8月の税務カレンダー

8月の主な税務

■8/13(火) - 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

(特例適用者は1月~6月徴収分を納付)

■9/2(月)

- 6月決算法人の確定申告と納税

- 12月決算法人の中間申告と納税

- 消費税の年税額が400万円超の3月,9月,12月

決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]

	日	月	火	水	木	金	土
8 ・ 9 月					1	2	(③)
	④	5	6	7	8	9	⑩
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	⑯	19	20	21	22	23	㉔
	㉕	26	27	28	29	30	㉗
	㉘	2	3	4	5	6	㉙
	㉙	9	10	11	12	13	㉚

